自分らしく生きるための 女 と 男 の ゼ ミ ナ ー ルキーワードから学ぶ



どんなことが暴力なの?

DVには、殴る、蹴る、首を絞めるといった「身 体的暴力」だけでなく、何を言っても無視する、 ののしる、行動を監視するなどの「精神的暴力」、 生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の 強要や避妊に協力しないなどの「性的暴力」など があります。多くの場合、いくつもの暴力が重な りあって起こります。

なぜ男性は暴力をふるうの?

DVは決して特別な男性が起こす問題ではあ りません。学歴・職業・社会的地位なども様々 で、むしろ社会人として普通に生活している人 が多いのです。

女性を男性より低く見る、妻は夫に従うべき などの性差別が根強く残るなかで、社会的・経 済的に優位な立場にある男性が、その力を背景 に、暴力で女性を思い通りに支配しようとする 気持ちから起こるものなのです。DVは私たちの 心にある男女平等観や人権意識と深く結び付い ているのです。

DVは犯罪。社会全体の問題です

こうした現状を受けて、平成13年10月、「配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る法律」(DV防止法)が施行されました。これ により、重大な危害を受ける恐れのある場合は、 裁判所は保護命令を出すことができるようにな りました。警察庁によると、施行後1年間(平成 14年10月末まで)に警察に寄せられた相談件 数は15.826件、また、裁判所が保護命令を出 したケースは1.079件にものぼりました。

DVはまさに女性への暴力を容認してきた社 会全体の問題です。DVを根絶していくには、 何より男女がお互いを尊重し合える社会を築い ていくことが大切です。

人間の尊厳、命をも脅かすDVの実態

「外では温和な夫だが、私が少しでもさからう と、出ていけと手をあげる。殴られたあと顔を踏 まれたときは、このまま死にたいと思ったし

配偶者または親密な関係

(恋人や婚約者など)

にあるパ

トナ

からふるわれる暴力をいい

ます。

被害者のほとんどは女性です

な

11

「突然、殴る蹴るを繰り返す夫。いったん暴 力が始まると人が変わってしまう。私がいたらな いからとも思うが、いつ怒り出すかわからず、毎 日びくびくして暮らしている

「ばかだ、能なしだと、ののしられる毎日。誰 に食わせてもらっているんだと殴られることも。 子どもや他人の前で侮辱されるのが一番つらい

DVは決して他人事ではありません

上にあげた事例は、内閣府が行った「配偶者 等からの暴力に関する事例調査(平成12年)」 をもとに構成したものです。信じがたいかもしれ ませんが、現実にはこうした暴力があなたの周り で日常的に繰り返されているのです。

しかし、これまでDVは、あくまで男女間のも めごとであり、プライベートな問題として受け取 られてきました。そのため、なかなか表面化しに くかったのです。そして親密な関係のなかで繰り 返される暴力は、じわじわと被害者の人格を傷 つけ、被害者に「私が悪いから殴られる」「私が 我慢すればいい」と思い込ませてきたのです。

–人で悩まずに まずは相談してください

<市の相談窓口> 女性総合センター相談室(フェミニスト・カウンセ リング/予約制)

TEL 048-857-8811 ●女性総合センター 火曜日 10時~16時

木曜日 15時~20時30分 ●大宮総合行政センター 月曜日 10時~16時

プラザイースト安・男プラザ相談室 (フェミニス ト・カウンセリング/予約制) TEL 048-875-9653 金曜日 10時~12時・13時~16時

<配偶者暴力相談支援センター> 埼玉県婦人相談センターDV相談室 TEL 048-600-6060 月~土曜日 10時~20時30分 日曜・祝日 10時~17時

<警察の相談窓口>

埼玉県警察犯罪被害者相談センター TEL 0120-381858 月~金曜日 8時30分~17時15分

けいさつ総合相談センター TEL 048-822-9110 月~金曜日 8時30分~17時15分

※市の窓口についての詳しい内容は「市報さいたま」 をご覧ください。

入社5年目の関口さん(写真中央)。昨年、

進級試験に初挑戦し、総務担当係長に。

の動機は、 て様々な仕事にチャ と 復職がスム の情報提供や復職 私自身、 また、 して女性が働 この会社を選んだ 職 女性の活用が進んで ーズにいく 中にお いて き続けられ ンジできる ŧ

で短時間 児の両立を支援する制 ジ らに平成15 短時間勤務を導入 休職が取得できるほか を会社がサポ 子どもが満2歳になるまで育児 家庭との両立支 意欲ある個 小学校 います 勤務がで 年1 0 4学年に就学する 人のキャ 月より しきる 以上の講座を設 前の面談など、 制度が改正 いく体制が ようになる 度と います。 仕事と育 リア 形成 さ

当係長

内の

高島屋大宮店が選ばれ

実際にどんな取

組みが

いるのか、

総務部総

にうかが

下成 13

年度の

表彰事

業所に

共同参画推進事業所」

として表彰

できる職場づくりに積極的に取り

いる県内の事業所を

「男女

立支援など、

男女が共同

して参画

女性の能力活用や仕事と家庭の両

制度

_ _ _

ータカシマヤカ

 \cup

ツ

平成11年度から実施

じてい

る研

る男女共同参 埼玉県では

画を推進するため

雇用の分野におけ

働きながらの育児は容易ではありません。私は現在独身ですが、生涯仕事を続けたいと考えていますので、結婚や出産にとても不安を感じます。このような支援制度があればとても心強いと思いました。また、同社では育児休職中でも資格取得等の勉強をされている方が多いと聞き、意識の言さを感じました。こうした女性がいる事実をもっと認識してもらえるようになれば、職場の中でより制度への理ば、職場の中でより制度への理ば、職場の中でより制度への理が促されるのではないでしょうか。 お話をうかがった関口さんは、入社5年目で係長として活躍されている方。同世代の私は大いに励まされた思いでした。 で 強っ ここの は で 強っ ここの よう



越智香織さん

まちづくり 情 推進事業所とし が表彰されま (株) 高島屋大宮店 玉県男女共 同

【株式会社 高島屋 大宮店】

- ◆昭和45年設立
- ◆従業員数 390人 (内女性 318人 (内パート215
- ◆管理職 69人(内女性12人)
- ◆育児休職者 3人
- ◆育児のための短時間勤務者 7人

*数字は平成14年11月15日現在

画の取 7 揮 なると実感. る環境が整っていることで いる女性にとって大きな励みに した職場における男女共同参 (,) り組みは、 きい きと働きた 自分の能力を発 と願

◆男女共同参画社会の実現を促進するための基本条例制定に 向け、多くのご意見をいただきました◆

「You & Me~夢~vol.3 | 及び「市報さいたま8月号 | で公表い たしました「男女共同参画推進協議会」からの提言内容に対し、 総数144件ものご意見をお寄せいただきありがとうございました。 そこで、件数の多かったご意見をご紹介します。

- ●提言書の内容に沿った条例制定を望む
- ●男女の性差を認め、男らしさ・女らしさを否定しないこと 25件

●男女平等、差別解消の推進を図ること

今後は、みなさんのご意見を参考にしながら、条例制定を目指 します。なお、その他ご意見等概要については、市のホームペー ジhttp://www.city.saitama.saitama.jp/をご覧ください。

●問い合わせ 男女共生推進課 TEL829-1231

◆「安・第フェスタさいたま」を開催します◆

男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野に参画できる社会づ

くりについて一緒に考えてみませんか。

●開催日時 2月8日(土)・9日(日)

●開催会場 JACK大宮5・6階(大宮駅西口)

●開催内容

63件

17件

◆2月8日(土)午後0:30/展示・ワークショップ(展示20 団体・ワークショップ4団体)・合唱・キッズダンス

◆2月9日(日)午前10:00/分科会「教育のゆとりとは何 か?」「みどりの地球を子供たちへ」「現代の家族問題を考える」 「家庭・職場・地域活動と子育て支援」「地域社会への参画」

午後1:00/講演「やれること・やれないこと」 講師 山田太一さん(作家)

午後3:00/全体会(分科会のまとめ)

※入場自由 ※費用無料

※講演には手話通訳がつきます。

●主催 さいたま市/さいたま 市男女共生推進団体連絡協議会

●問い合わせ 男女共生推進課

TEL829-1231

